

令和7年度私立学校関係税制改正に関する要望

令和6年8月1日
全私学連合

【要望の趣旨】

令和7年度私立学校関係税制改正に関する要望に際しては、学校法人の公共性・公益性に基づく法人税をはじめとする種々の税制上の優遇措置の維持等に加え、個人寄附を促進するための制度の創設・拡充による寄附文化の醸成、教育費に係る経済的負担軽減、リカレント・リスキリング教育の推進、教育研究推進に向けた環境整備並びに消費税率の引き上げに関する優遇措置等、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望する。

【要望項目】

1. 学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充

(1) 寄附促進のための措置の創設・拡充等

- ① 税額控除対象法人への個人寄附に係る税額控除率（40％）の引き上げと繰越控除制度の導入
- ② 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
- ③ 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃
- ④ リカレント、リスキリングに資する社会人教育に係る企業等法人からの寄附に係る受配者指定寄付金の対象範囲の拡大、あるいは企業等法人による損金算入限度額を撤廃することを可能とする制度の創設
- ⑤ 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

(2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

(1) 寄附促進のための措置の創設・拡充等

私立大学の収入は、補助金収入が10％程度、寄附金収入が2％弱にとどまり、私費（家計）負担である学納金収入が約80％を占めている。わが国の約8割の学生への教育を担う私立大学の将来は、各私立大学の自律性はもとより、個人や法人による“共助”の精神によって、多様な教育研究活動を一層推進するための体制を整えることができるか否かにかかっているといっても過言ではない。教育研究事業の一層の活性化をもたらす私立大学に対する寄附の拡大は、私立大学が取り組む成長分野をけん引する人材育成、少子化対策（授業料減免支援）、耐震化等防災機能強化をはじめ、Society5.0時代におけるDX化やグローバル化、デジタル田園都市国家構想に基づく地方創生や脱炭素社会の実現といった国策実現の加速に資するものである。私立大学が卒業生や保護者、民間企業をはじめとする多方面にわたるステークホルダーからの理解と共感の指標といえる寄附を募り、寄附者となる個人や法人による寄附意欲の喚起と寄附者の裾野の拡大を後押しする税制上の優遇措置の拡充が不可欠である。

① 税額控除対象法人への個人寄附に係る税額控除率（40％）の引き上げと繰越控除制度の導入

個人からの寄附の拡充に大きな役割を果たしてきた税額控除制度について、さらなる個人寄附の促進、多額の寄附意欲を有する卒業生等の意識喚起を図るべく、現行制度（控除率40％）に加え、国策の実現に資する取り組みへの寄附に係る税額控除の控除率を最大100％まで引き上げるこ

とを可能とする制度の拡充を要望する。

また、米国において導入されている控除限度額の上限を超えた場合の5年間を限度とした繰越控除を税額控除と所得控除の双方において可能とする制度の導入を要望する。

② 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善

寄附金控除手続の簡素化は、私立学校への寄附の拡大に結びつき、わが国の寄附文化の醸成に大きく寄与することとなる。

他の多くの控除が年末調整で手続きできる一方で、学校法人への寄附金控除については、確定申告を行うこととされており、とくに少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストがかかることにより、控除制度の活用効果を低下させている。

寄附者による税制優遇のメリットの享受、より寄附しやすい環境整備のため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。また、様々な行政手続の利用者の目線に立ったデジタル化・オンライン化を前提とする政策システムの転換（デジタル・ガバメントの断行やマイナンバーカードの利便性の向上）の検討に際しては、学校法人への寄附金控除手続の簡素化の実現も踏まえた検討が進められることを要望する。

③ 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃

学生等の直系尊属からの寄附に関して、還付を伴わない税額控除限度額の撤廃など、寄附者に対する新たな特例措置の創設を要望する。

④ リカレント、リスキリングに資する社会人教育に係る企業等法人からの寄附に係る受配者指定寄付金の対象範囲の拡大、あるいは企業等法人による損金算入限度額を撤廃することを可能とする制度の創設

私立学校への企業等法人による寄附を全額損金算入することのできる日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄付金は、「寄附者が当該寄附により特別な利益を受けていないこと」が要件の一つとされている。その一方で、令和5年度税制改正では、令和9年度までの時限措置として、大学等の設立のための費用に充てられる企業等法人による寄附について、全額を損金算入することを可能とする新たな制度が創設された。

リカレント・リスキリング教育の推進は、産学官においてその必要性が認識されており、個人のキャリアアップ、キャリアチェンジや企業等法人の生産性向上に係るニーズに基づき、私立大学が多様なリカレント・リスキリング教育プログラムを用意し、産学が共通の認識のもとで「学び続ける社会を実現」することが必要である。私立大学におけるリカレント・リスキリング教育の推進は、わが国の競争力向上にも不可欠であり、その受益者は社会全体である。

産官地のニーズに基づき、私立大学と産官地が協働して教育プログラムを設計、運営することを目的として、企業等法人から私立大学へなされた寄附については、当該プログラムを寄附者である企業等法人の被雇用者の受講を通じて、当該企業等法人の生産性の向上に資するなど、結果として特別な利益を供することとなったとしても、受配者指定寄付金の対象とする、あるいは寄附者がその全額を損金算入することを可能とする制度の創設を要望する。

⑤ 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃

教育がもたらす社会的・経済的効果や、わが国の公共財ともいうべき教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性に関わらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることができるよう、引き続きPST要件の撤廃を要望する。

(2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学が取り組む多様で特色ある教育・研究の次世代の担い手となる若手研究者や女性研究者が、自ら立案し自分で取り組む研究について、研究機会を創設することを目的とした「若手・女性研究者奨励金」事業を実施している。同事業は、今後のわが国の発展に不可欠となる人材の育成に資するものであり、こうした仕組みを社会全体の支援で実施することが重要であるという観点から、財源については寄附金で賄うこととし、社会に向け幅広く寄附募集に取り組んでいる。同制度のさらなる充実と発展、企業等が意欲的に寄附を行う環境整備のため、同奨励金への法人からの寄附については、全額を損金算入の対象とするなど、指定寄附金として取り扱うことを要望する。

2. 教育費に係る家計負担軽減と納税者（国私間の学生等の家計支持者）間の不平等是正のための措置の創設・拡充

- ① 特定扶養親族に係る所得控除制度における私立大学生控除率割増制度の創設並びに扶養控除の拡充
- ② リカレント・リスクリング教育を通じた社会人の教育費負担軽減のための所得控除制度の創設等
- ③ 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化

① 特定扶養親族に係る所得控除制度における私立大学生控除率割増制度の創設並びに扶養控除の拡充

天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。すべての学生等が家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。

私立大学学生の家計支持者は、私立大学の授業料（124万円）と国立大学の授業料（54万円）との差額（70万円）を国立大学生の家計支持者に比して多く負担しつつ、納税をもって運営費交付金を通じて国立大学生の就学を支えており、こうした現状は納税者間に不合理な不平等を生じさせている。

納税者間の国私間不平等是正の観点から、教育費の占める割合が大きい私立大学学生の家計支持者の税負担の軽減を図るべく、特定扶養親族に係る所得控除制度における控除率割増制度の創設を要望するとともに、教育費の家計負担軽減の観点から、現行の所得控除額（63万円）の拡充を要望する。

② リカレント・リスクリング教育を通じた社会人の教育費負担軽減のための所得控除制度の創設等

サイバー空間とフィジカル空間が融合した様々なシステムの下での、複雑かつ急速な変化がもたらす予測困難性の高いSociety5.0社会における人生100年時代においては、職業上必要な知識・技術を修得するためのリカレント・リスクリング教育を通じた「学び続ける社会」の形成がわが国の成長、発展の源泉となる。

“コロナ禍”を経て、プライベートな時間の有益な使い方を模索する社会人も増えており、“新たな日常”を確立する必須条件は、SDGsの理念を受けての知と学びの持続的還流を促す持続性を持った循環型高等教育提供システムの確立であり、その一翼を担うのが大学におけるリカレント・リスクリング教育の推進である。

令和5年度の「23歳以上の学部学生入学者数」に占める私立大学の割合は80%（男78%、女84%）、「社会人の大学院（修士、博士、専門職学位）入学者数」に占める私立大学の割合は52%（男52%、女52%）に上り、様々な年齢層、多くの社会人学生が在籍している。

現行制度では、社会人の教育費に係る経済支援策として教育訓練給付制度（一般教育訓練給付金）があるが、大学が制度要件を満たしている必要があり、大学院でのリカレント教育を受けよ

うとする社会人にとって使い勝手が悪いことから、社会人が私立大学で学ぶ際の受講費用（授業料）等に係る所得控除制度の創設を要望する。

また、令和4年度税制改正において、令和5年度末を適用期限として実施された積極的な賃上げに加えて人的投資（教育訓練費の増加）を行った場合を要件として、税額控除率を上乗せする賃上げ促進税制に関わって、職務の遂行に必要な知識・技術を習得させるための大学での学びについての税額控除率のさらなる上乗せや控除上限率の撤廃など、制度のさらなる拡充を要望する。

③ 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置による教育資金贈与信託は、2022（令和4）年5月末時点での契約数は累計で25万件強、信託財産設定額は累計で1兆9,000億円弱と、同制度の政策目的である教育機会の充実とともに、消費の活性化にも大きく寄与している。

令和5年度税制改正において、適用期限が令和8（2026）年3月31日まで延長された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、学生等の教育資金の確保、現役世代の教育費負担の一層の軽減、教育機会の充実及びリカレント教育推進の必要性の観点から、非課税上限額の引き上げ、贈与後の財産の運用による損失及び贈与後の財産から学校法人・公益法人等への寄附についての非課税措置、23歳以上の学校外における教育訓練の非課税対象の拡大などとともに、同特例措置の適用期限の撤廃（制度の恒久化）を要望する。

3. 学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充

① 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充

③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

① 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、とりわけ消費税に関わっては、税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増となり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。私立学校の教育研究の質を低下させないため、消費税に係る私立学校の負担を軽減するための特例措置の創設を要望する。

② 資産運用収益に対する非課税措置等の優遇税制の維持・拡充

学校法人の資産運用収益（利子、配当等）に対する非課税措置の維持等、現行の学校法人に係る特例措置の維持・拡充を要望する。

③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の対象範囲の拡大

令和3年度税制改正において、「5年間：令和8年3月31日まで」とされた東日本大震災の被害を受けた学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災の被害を受けたことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書等に係る印紙税を非課税とする措置について、大規模災害等発生の増加を踏まえ、その対象範囲の拡大を要望する。

4. 大規模災害等により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

近年、地震や風水害による大規模災害が頻発している。被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

また、被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校

法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入、新型コロナウイルス感染症対策のための教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。

5. 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃

令和5年度税制改正において、適用期限が令和8（2026）年3月31日まで延長された退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の非課税措置について、私立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上、私立学校教育の振興に資するため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。